

入所までの手続き（1）

～入所相談から入所が決まるまでの経緯～

1. 来設前にお電話を下さい。

入所については、生活相談員（不在の場合は介護主任、またはショートステイ担当）にて対応させていただきます。事前にお電話いただければ幸いです。また、タクシーでおいでの際には、「岩屋のヤマヒデ団地の方へ」とお申し出下さい。

2. 施設の内容をご説明し、入所希望されるご本人様のご様子をお伺いします。

施設の概要・利用料・入所申込手続きの方法などご説明させていただきます。疑問点などございましたら、お尋ね下さい。また、入所申込希望者の方の最近のご様子もお聞かせ下さい。

3. 施設を見学されて下さい。

場所や環境・設備などをご見学下さい。

4. 利用申込書をご提出下さい。（郵送、または手渡し）

利用申込書が施設に届いた時点で、当施設入所待機者名簿へ登録させていただきます。

5. 入所の順番が近づきましたらお電話させていただきます。

入所の順番については、長崎県より『特別養護老人ホーム入所指針』にて、より施設入所の必要性の高い方を優先するよう指示がっております。要介護度やご家族の状況などに応じて、施設入所の必要性を点数制にして判断材料とし、申し込まれた順番に関係なく入所されることとなります。また、空いたお部屋によっては、順番が前後することがございますのでご了承ください。

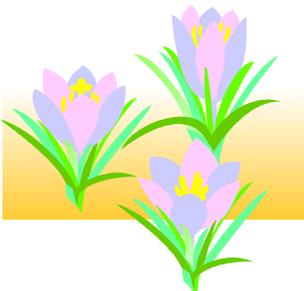
ご連絡の時点で、入所をご希望されれば、介護支援専門員・看護主任・生活相談員等にて訪問調査をさせていただきます。

訪問調査では、ご本人様の日常生活動作の様子や、疾患・認知症の状況についてお尋ねいたします。また、その際にご家族様・ご本人様からのご要望などあればお知らせ下さい。

6. 入所判定会議を開かせていただきます。

入所判定会議では、疾患の様子・共同生活上の問題の有無・在宅の可能性などを検討し当施設で対応できるか否かを判断させていただきます。

判定結果については、生活相談員より連絡致します。



入所までの手続き（2）

～入所決定から入所に至るまでの経緯～

1. 契約日・入所日を調整させていただきます。

生活相談員から連絡させて頂き、具体的な入所契約の日時を調整・必要な物等を確認させていただきます。

《契約時に必要な物》

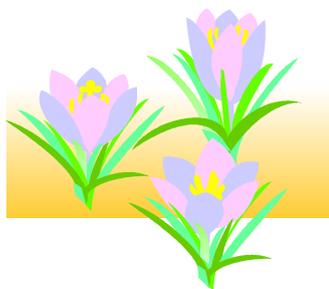
- ・身元保証人2名様それぞれの実印と印鑑証明
- ・入所希望者様の住民票と印鑑（認め印でも結構です）
- ・通帳一冊（出来れば入所希望者様ご本人名義のものを、お持ちでないようでしたら身元保証人様の名義のもので結構です。）
当施設利用料の引落としに使用させていただきます。

2. 入所契約

- ・身元保証人2名様ご来設下さい（来設が困難な場合にはご相談下さい）。
- ・当施設事務長より、契約の内容・重要事項の説明を行った上で契約を取り交わさせていただきます。
契約手続き終了後、生活相談員より入所オリエンテーションを行います。その際に、入所時に必要な物品のご説明や、入所中の生活などについてご説明申し上げます。

3. 入所

- ・事前に相談員から入所日に都合の良い日をご相談させていただきます。
- ・入所当日は別紙の『入所時ご持参いただくもの』をご覧の上、必要物品をご持参下さい。



〒 860-8052

長崎市岩屋町 45 番 1 号

社会福祉法人 実寿徳会

介護老人福祉施設 エルダーみずほ

TEL 095-860-6320